

教育財産目的外使用料の請求について（依頼）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの石狩市民図書館内喫茶コーナーに係る上下水道使用料、冷暖房使用料及び図書館内設置の自動販売機に係る電気使用料の額について、下記のとおり請求しますので、納入通知書にて納入願います。

記

1. 請求内容 石狩市民図書館内喫茶コーナーに係る上下水道使用料、冷暖房使用料及び図書館内設置の自動販売機に係る電気使用料の額
2. 請求金額 150,790 円
3. 請求内訳
 - (1) 上下水道使用料
図書館開館時間：週 54 時間 喫茶コーナー営業時間：週 30 時間
 $1,425,182 \text{ 円} \times 0.0067 \times 30 \text{ 時間} / 54 \text{ 時間} \asymp \underline{5,304 \text{ 円}}$
 - (2) 冷暖房使用料（面積按分率による）
冷暖房運転時間：週 54 時間 喫茶コーナー営業時間：週 30 時間
 $7,001,446 \text{ 円} \times 0.0067 \times 30 \text{ 時間} / 54 \text{ 時間} \asymp \underline{26,060 \text{ 円}}$
 - (3) 自動販売機に係る電気使用料
電気使用量 $3,335\text{wh}$ $\times$ 電気単価 $35.81 \text{ 円} / 1\text{kwh} = \underline{119,426 \text{ 円}}$
(※令和 7 年 4 月 1 日 から令和 8 年 3 月 31 日までのメーター計測値による)